

第百三十四回
会

参議院内閣委員会會議録第二号

平成七年十一月七日(火曜日)
午後二時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

宮崎 秀樹君	真島 一男君	吉田 之久君	山口 哲夫君	岩崎 純三君	海老原義彦君	岡野 裕君	村上 正邦君	依田 智治君	鈴木 正孝君	友部 達夫君	永野 茂門君	菅野 茂君	角田 義一君	笠井 亮君	鶴岡 洋君	清水嘉子君	牛嶋 正君	日下部信子君	國民生活・経済に関する調査会 長代理	國民生活・経済に関する調査会 長代理	國民生活・経済に関する調査会 長代理	國民生活・経済に関する調査会 長代理
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

國務大臣

(國務大臣)
國務大臣

江藤 隆美君

政府委員

總務庁長官官房
審議官
兼内閣審議官

菊池 光興君

事務局側

常任委員会専門
第二特別調査室

菅野 清君
林 五津夫君

本日の會議に付した案件

○高齢社会対策基本法案(第百三十二回国会本院提出、第百三十四回国会衆議院送付)

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

高齢社会対策基本法案を議題といたします。まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

國民生活・経済に関する調査会長鶴岡洋君。国民生活・経済に関する調査会(鶴岡洋君) ただいま議題となりました高齢社会対策基本法案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、去る六月二日、参議院國民生活に関する調査会におきまして、各会派の総意をもって起草、提出し、同五日、参議院本會議において全会一致をもって可決されたものであります。

我が国におきましては、國民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつあります。今後、長寿をすべての國民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれております。そのような社会は、すべての國民が安心して暮らすことが

できる社会でもあります。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれておりますが、高齢化の進展の速度に比べて國民の意識や社会のシステムの対応はおくれており、國民の間には高齢化やみずからの高齢期に対する不安が生じております。

このような事態に対処して、國民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係るシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があります。

このため、あるべき社会の姿を明示するとともに、その方向に沿って、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たし、社会のシステムを再構築していかねばなりません。

本法律案は、このような状況にかんがみ、高齢社会対策に関し基本理念を定めること等によって、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展と國民生活の安定向上を図ろうとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、前文についてであります。

この法律案におきましては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにしております。

第二は、基本理念についてであります。

高齢社会対策は、國民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、國民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域

社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、國民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会が構築されることを基本理念として行われなければならないこととしております。

第三は、国及び地方公共団体の責務等についてであります。

国は、高齢社会対策を総合的に策定及び実施する責務を有することとし、また、地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有することとしております。さらに、國民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、相互の連帯を強めるとともに、みずからの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めることとしております。

第四は、施策の大綱についてであります。

政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとしております。

第五は、国会への年次報告についてであります。

政府は、毎年、政府が講じた高齢社会対策の実施の状況及び高齢化の状況を考慮して講じようとする施策等に関して、国会に報告することとしております。

第六は、基本的施策についてであります。

國民生活の基本となる就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境の四つの分野について、国が講ずべき施策の基本的な方向を定めております。

第七は、高齢社会対策會議の設置についてであります。

総理府に、内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する委員から成る高齢社会対策會議を置き、高齢社会対策

の大綱の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整等を行うこととするなど、高齢社会対策会議に關する規定を定めております。

以上がこの法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮崎秀樹君) これより質疑に入ります。

別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

高齢社会対策基本法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(宮崎秀樹君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、軍人恩給の改善に関する請願(第四二二号)

一、共済年金の制度改革に関する請願(第四五号)

一、人事院勧告の早期完全実施に関する請願(第四七号)

第四二二号 平成七年十月十六日受理

軍人恩給の改善に関する請願(三十五通)

請願者 福岡市博多区諸岡二ノ二ノ二三

漆岡幸雄 外三十四名

紹介議員 吉村剛太郎君

軍人恩給は、かつて苛(か)烈な戦場で身命を賭(と)して貴重な青春を国にささげた代償としての国家補償であり、しかも受給者は極めて高齢に達している現在、軍人恩給の改善は緊急を要する重要課題である。平成八年度の予算編成に当たっては、軍人恩給の国家補償にふさわしい改善充実を強く求める。ついては、次の措置を採らねばならぬ。

一、永年の悲願である普通恩給及び普通扶助料の最低保障額の改善を図ること。特に、低額恩給である短期在職者の最低保障の早期改善に特段の配慮をすること。

二、国家公務員給与の改定に即する普通恩給及び普通扶助料の増額を図ること。

三、寡婦加算の増額を図ること。

第四五号 平成七年十月十一日受理

共済年金の制度改革に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺青城町二二〇

西村熊太郎 外四十名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第四七号 平成七年十月十二日受理

人事院勧告の早期完全実施に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 二階堂匡

一期

紹介議員 佐藤 静雄君

人事院は去る八月一日、内閣と国会に対し、「給与・労働時間・高齢対策に関する報告と給与勧告」を行った。人事院勧告は、公務員が労働基本権の制約を受ける代償措置であり、公務員にとり唯一の労働条件改善の機会である。ついては、今年の勧告は、人事院勧告史上最低の低額勧告であるとは言え、この勧告及び報告が国民生活や景気全体へ及ぼす影響が大きいことを十分配慮し、給与法案等の早期成立に最善の努力を払わねばならぬ。

十月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、人事院勧告早期完全実施に関する請願(第六七号)

一、共済年金の制度改革に関する請願(第六九号)(第七〇号)

一、障害者に配慮した国家資格試験等の受験方法の改善に関する請願(第七二号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第七八号)(第七九号)

一、軍人恩給の改善に関する請願(第八三号)

第六七号 平成七年十月十七日受理

人事院勧告早期完全実施に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡藤岡町藤岡五〇〇

ノ二四 藤倉新一 外二千九百六十七名

紹介議員 国井 正幸君

平成七年度人事院勧告は、厳しい春闘結果を受け、公務員共闘の統一要求基準をも下回る史上最低の低率・低額勧告と調整額の改悪という極めて厳しいものとなったが、人事院勧告制度は、公務員にとって憲法に保障された労働基本権の代償措置であり、生存権保障の根源である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「ゆとりある豊かな暮らし」が保障され、安心して日々の教育活動に専念できるよう、平成七年度人事院勧告の早期完全実施を行うこと。

第六九号 平成七年十月十七日受理

共済年金の制度改革に関する請願(九通)

請願者 愛媛県今治市栄町三ノ二ノ二〇

久保清澄 外四千五百四十一名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第七〇号 平成七年十月十七日受理

共済年金の制度改革に関する請願(七通)

請願者 愛媛県松山市祇川二ノ三ノ二四

門屋忠孝 外三千八百九十二名

紹介議員 塩崎 恭久君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第七二号 平成七年十月十七日受理

障害者に配慮した国家資格試験等の受験方法の改善に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 嵐嘉明

紹介議員 吉川 芳男君

障害者の雇用促進については、障害者の雇用の促進等に関する法律などにより、年々着実にその成果が見られている。しかしながら、障害者の職業的自立を図る手段として有効な各種国家資格試験等の受験については、現在一部の資格試験において点字やワードプロセッサの使用が認められていないにすぎず、大半の障害者が受験を断念せざるを得ない状況にある。ついては、障害者がその有する能力を十分に発揮し、あらゆる社会、経済活動の場に参加できるノーマライゼーションの社会を実現するため、障害者の各種国家資格試験の受験に当たって、次の措置を採られたい。

一、点字、拡大文字やワードプロセッサによる受験を認めること。

二、障害者に配慮した受験時間の延長を図ること。

三、介添人を認めること。

第七八号 平成七年十月十九日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 愛知県知立市桜木町桜木四七ノ五

金子昌平 外十名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七九号 平成七年十月十九日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 名古屋市南区天白町三ノ四ノ一一

今井輝夫 外九名

紹介議員 大島 慶久君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八三号 平成七年十月十九日受理
軍人恩給の改善に関する請願(三十一通)

請願者 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美三、
二二二ノ四 森田久夫 外三十名
紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一二七
号(第一二九号))

第一一七号 平成七年十月二十五日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市大字山浦甲一、五四
七 富永登 外三名
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二九号 平成七年十月二十六日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 和歌山市雑賀崎一、六五三 岩崎
正明 外九名
紹介議員 前田 敏男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。
一、高齢社会対策基本法案(第百三十二回国会
本院提出、衆議院継続審査)

高齢社会対策基本法案
高齢社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十四条)

第三章 高齢社会対策会議(第十五条―第十六

条)

附則

我が国は、国民のためめ努力により、かつて
ない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願
望である長寿を享受できる社会を実現しつつあ
る。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え
、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成
が望まれる。そのような社会は、すべての国民が
安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極
めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見な
い水準の高齢社会が到来するものと見込まれてい
るが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や
社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応
すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間
は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生
涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築
き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉
教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステ
ムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断
に見直し、適切なものとしていく必要がある。そ
のためには、国及び地方公共団体はもとより、企
業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しなが
らそれぞれ役割を積極的に果たしていくことが
必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにし
てその方向を示し、国を始め社会全体として高齢
社会対策を総合的に推進していくため、この法律
を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢
化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生
活に広範な影響を及ぼしている状況にかんが
み、高齢化の進展に適切に対処するための施策
(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本
理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務
等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基

本となる事項を定めること等により、高齢社会
対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全
な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目
的とする。

(基本理念)

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会
が構築されることを基本理念として、行われな
ければならない。

一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な
社会的活動に参加する機会が確保される公正
で活力ある社会

二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要
な一員として尊重され、地域社会が自立と連
帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生
活を営むことができる豊かな社会

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基
本理念」という。)にのっとり、高齢社会対策を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、
高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地
域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、
及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の
変化についての理解を深め、及び相互の連帯を
一層強めるとともに、自らの高齢期において健
やかで充実した生活を営むことができることと
なるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第六条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策
の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対
策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、
必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を
講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び
政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関す
る報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状
況を考慮して講じようとする施策を明らかにし
た文書を作成し、これを国会に提出しなければ
ならない。

第二章 基本的施策

(就業及び所得)

第九条 国は活力ある社会の構築に資するため、
高齢者がその意欲と能力に応じて就業すること
ができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長
期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発
し、高齢期までその能力を発揮することができ
るよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公
的年金制度について雇用との連携を図りつつ適
正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず
るものとする。

3 国は、高齢期より豊かな生活の実現に資す
るため、国民の自主的な努力による資産の形成
等を支援するよう必要な施策を講ずるものとす
る。

(健康及び福祉)

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確
保するため、国民が生涯にわたって自らの健康
の保持増進に努めることができるよう総合的な
施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関
する多様な需要に的確に対応するため、地域に
おける保健及び医療並びに福祉の相互の有機的
な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び
福祉サービスとを総合的に提供する体制の整備を
図るとともに、民間事業者が提供する保健医療
サービス及び福祉サービスについて健全な育成
及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものと
する。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日

常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第十一条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十三条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第十四条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十五条 総理府に、特別の機関として、高齢社

平成七年十一月十三日印刷

会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条の大綱の案を作成すること。

二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、総務庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(高齢社会対策会議)

第十四条の二 本府に、高齢社会対策会議を置く。

2 高齢社会対策会議の組織及び所掌事務については、高齢社会対策基本法（平成七年法律第 号）の定めるところによる。

平成七年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P